報告書案作成へ向け、深まる議論

# G第5回

## 計量制度検討小委員会 基準器検査とJCSSの整合が焦点

月8日午前、 認した。表記の正確を期 別館9階第944会議室 第1ワーキンググループ (WG) 第5回会合が3 前回会合の議事録を確 経済産業省 政審議会に報告する。 関係者2者からヒアリ

すため、発言の数カ所を 取りまとめを行う際に、 た(別項に資料を掲載) 関係する意見が紹介され 委員会で出た第1WGに の第3回計量制度検討小 つづいて、2月21日開催 訂正した上で公表する。

この意見を含めて計量行

に対しては、現実的対応

用する戸数とほぼ同数で 隆技術部長が意見・要望 成する団体で、大都市以 おり、プロパンガスを使 700万戸に供給されて い。都市ガスは全国で2 外は小規模な事業者が多 ガス事業者212社で構 を述べた。同協会は都市 ングを行った。 社日本ガス協会の岩田 車ユーザー、関連団体な これら事業者と電気自動 業者が係わることから、 ド運営者には、都市ガス ターについては、スタン 定してほしい。 スやガソリンスタンド事 事業者のほかにもLPガ ども含めた検討の場を設 挙がっているCNGメー

リットか 安さだけがメ

> での運用を求め、 よる消費者への啓蒙を要 技術的基準に関して

とは、客先メリットを及 用がかかったことから、 整合に伴うガスメーター 整合自体が目的化するこ の号数変更で、多大の費 は、過去にOIMLへの

> 意見が17%であるのに対 Sに一本化すべきという

し、JCSSと基準器検

いての設問では、JCS

計量標準供給方法につ

この点はきちんとやって

準器検査は、検定の民間

いる。不確かさがない基

見・要望は次の通り。

新たな規制対象として

同協会が提示した意

検定有効期間の延長

廃止については、検定に り、ユーザーメリットに つながるとして賛成す

のガスメーターにおい ぼさないと考える。日本 て、異常の際に警報・遮 よう要望する。 ることも賛成であり、型 製造事業者制度を拡大す 定品・修理品にまで指定 検討が必要である。再検 はなく、その際は厳密に る。ただ手放しで歓迎で 式号数の制限を撤廃する

に行うべきだ。 は理解するものの、慎重 まえ、国際整合の必要性 能を持っていることを踏

規制方法の具体的方針

04年で9・2%にのぼ メーターの普及率は20 断機能を持つマイコン

を述べた。検定有効期間

中心に紹介した。

いため、JCSSを仮に

器検査には不確かさがな

計量行政を自治事務化

2級、3級というように

という意見もあった。

方税かという問題もあ

1級として、その下部の

位置づけるというランク

の検討は延長、廃止だけ

かかるコストが安くな た。

すべきと回答した9件を

ている。跛行性を懸念さ

すく、一定の役割を負

れている自治事務だが、

いっそう自治事務化

大きく上回った。

都道府県計量行政協議

対策に特化した独自の機

る。ガスメーターが地震 リットなのではないか、 うが消費者にとってはメ いのか、安心・安全のほ ただコストが安ければい

という厳しい意見も出

度のゆくえ 基準器検査制

これに対し委員が意見 見直し作業の中で地方公 介した。47都道府県の計 会が実施したアンケート 1WGに関連する項目を 共団体が係わる事柄につ 量行政担当部署に対し、 所村松徳治指導課長が紹 結果を、東京都計量検定 いて質問した。今回は第

でなく、短縮もあり得る。 が懸念されているが、計 したことで、地域間格差

量行政の求められる方向 性について、計量事務は 法定受託事務にすべきだ

検査とJCSSの位置づ づけを提案している。 委員の質問は、基準器

とする回答は21件を数

基準器検査はわかりや

か。税金であれば国か地

を適切に行っていないこ

と判断することは難し 劣っているかもしれない とに関して、電気計器に を再検定品・修理品まで も、マークが付いていな ついて、その修理事業者 い。指定製造事業者制度 いことをもって品質が

ることは民にという美し ることは事実。民にでき

い理念に沿ってさえいれ

場に出回る前に止めてい

は、ほぼ100%電力会 適用できるようにするこ | については従来どおり、 |る。公平性の観点から問 もよいが、一般消費者の きちんと行政が実施して 日常生活に関与する部分 ◇プロ同士の取引・証明 では、競争の原理が働か いくべき。「姉歯」の事例 に関しては規制緩和して 題があると考える。

> でも評価が可能ではない めることで、基準器検査 検定公差に不確かさを含 く推せない点もあるが、 げるには慎重にするべき トレーサビリティにつな か。反面、基準器制度を た計量行政を行う上で強

を望む意見が77%を占め

たダブル・スタンダード 査を包含してランク付け

た。この設問では、

開放や国際標準を見据え

## を抱く発言も出た。制度 い、コストの高さに疑念 JCSSの普及の度合 ると意見をまとめた。 る。条件整備が課題であ

する。 予定で、報告書案を審議 次回は4月上旬に開催

の一本化となれば、その

コストを誰が負担するの

20を超える事業者が指

務を代替しており、まさ 制改革・行政改革にとっ とが計量行政に関わる規 功例といえる。本制度を で検定所が行っていた業 更に維持・発展させるこ しく民間活力の活用の成 て重要と考える。 定を受けている。それま

### 製造事業者制度は、一定 用できるようにすること 再検定品・修理品まで適 検定が民に移管されてい 事業所に自主検定を認め の品質管理能力を有する 成5年に導入された指定 ◇指定製造事業者制度を に関して大いに賛成。平

ラインを整備したいとい 令を出せるよう、ガイド た、自治体からも適合命 上、行政の徹底や罰則の ならないことが起きた以 強化を制度に加える。ま 問題はなかったが、デー 夕改ざんというあっては 制は廃止された。以降も る。次回WGは全体答申 見を募り、修正を加えた 今月20日まで委員から意 報告書案も概観した上で 容について、他のWGの 案の中での第3WGの内 上で、報告書案をまとめ 会合での意見に加え、

## (5)

れている。また、現在、

## 慎重に議論していただき

発生の可能性が小さいも

定業務を事業者自身に委

量がなされていないもの

て思わないが、検定所が

品について、ある時から

その対象になったとして

議が浮上したが、199 いては、更新制導入の論

たため、それまでの更新 措置ができるようになっ

う方針が事務局から示さ

現状が正しい姿とは決し い。体温計を例にとると、

十年とJISマークの対 聞いているが、今まで何 という手段もあり得ると

象となっていなかった製

が発生したMLAPにつ

合命令、取り消しという

経済産業大臣による適

事業者のデータ改ざん

制度の整備を 不正防止に向け

> 改正で廃止した経緯があ 2 (平成4) 年の計量法

について、そのチェック

を消費者全てができる訳

で、製造業者が品質管理 実施している検定の段階

ねると政府の方針が出さ

然、最大の配慮が払われ

いうことに対しては、当 とすべき。安全・安心と

るべきであるが、被害の

減するから、当該事項の

悪いというのはおかし チェックしなかった方が ではないのに、それを

とるべき。体温計につい

いった、柔軟な考え方を

第3WG大詰め、報告書案を審議

て、JISマークの活用

監視役は消費者が担うと

いう前提は疑問。適正計

ついて、そのコストを削 行政が行ってきたことに ◇今までコストをかけて していただきたい。

### 品の方が新品に比べて不 慎重な議論が必要。計量 なる事業者や各種の定 化してはいけない。修理 法の根本的な精神が空洞 いくことに異論はない 合格率が大きく、対象と 修理・検査の方法等、 のについては、検査・検

## ある。規制緩和を進めて 器は例示にすぎず、各種 について、資料中括弧内 計量器に共通することで に特記されている電気計

用できるようにすること 再検定品・修理品まで適

たっては、民間負担の軽

にあっても民間負担の軽

安心と規制改革がうまく

両立するような見直しに

合理的かつ効率的なもの 減を常に念頭においた、 に、規制の対象は最小限 減や経済の活性化のため

なりがちであるため、民 は、ともすれば非効率と 定業務があるが、これら

間に開放すべき。安全・

るのであれば、その理念

り安全・安心が損なわれ

ではなく、その結果によ ば全て正しいということ

と少し違っていても安

社の子会社と聞いてい

ないにも関わらず、検査・一る制度であって、現在1

(次号以下へつづく)

全・安心が確保されるま

で行政が実施していくと

にすべき。規制する場合

◇計量法の見直しに当

的に行っている検査・検

国や独立行政法人が独占

◇指定製造事業者制度を一たい。

資料

討小委員会での主な発言(1

第1WGに関する第3回計量制度検